

**森林由来Ｊークレジット認証促進事業業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

1 目的

森林由来Ｊークレジット認証促進事業業務委託の受託者を決定する企画提案競技の実施について、必要な事項を定める。

2 業務委託の内容

別紙「森林由来Ｊークレジット認証促進事業業務委託仕様書」のとおり。

3 委託期間

契約締結の日から令和８年３月２５日まで

4 予算上限額

１１，１９９，１００円（消費税及び地方消費税額を含む。）

金額には、委託業務の履行に要する全ての経費を含む。

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

5 提出及び問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橘通東２丁目１０番１号（宮崎県庁７号館２階）

宮崎県環境森林部環境森林課再造林推進室

（担当：谷本、湯地）

TEL 0985-26-7154 FAX 0985-26-7311

E-mail saizorin-shinrin@pref.miyazaki.lg.jp

6 企画提案競技参加資格

本企画提案競技に参加しようとする者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 宮崎県に本店又は支店等を置く者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (5) 県税に未納がない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者

- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有する者

7 スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 公告 | 令和 7 年 5 月 2 6 日（月） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 5 時 |
| (3) 参加申込書申込期限 | 令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書等申込期限 | 令和 7 年 6 月 2 4 日（火）午後 5 時 |
| (5) プレゼンテーション | 令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 1 時 3 0 分から（予定） |
| (6) 結果通知 | 令和 7 年 7 月 3 日（木）予定 |

8 質問及び回答

(1) 質問

ア 質問書の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第 1 号）を提出すること。

- ① 提出方法は、本要領 5 の担当課にメールで行うこと。
- ② 件名は、「森林由来 J - クレジット認証促進事業業務に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和 7 年 6 月 1 1 日（水）午後 5 時（必着）

(2) 回答

軽微なものを除き、参加申込書を提出した全ての者に通知する（質問者名は公表しない）。

9 企画提案競技への参加申込み

本企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

- (1) 申込場所 本要領 5 の場所
- (2) 申込期限 **令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午後 5 時（必着）**
(郵送の場合も必着とする。)
- (3) 申込方法 持参、郵送又は電子メール
- (4) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申込書（様式第 2 号）
 - イ 代理人を選定した場合は、委任状（様式第 3 号）
- (5) その他
 - ア 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提

出書類の原本を提出すること。

イ 郵送又は電子メールにより参加申込書を宮崎県環境森林課再造林推進室が受け付けた場合には、電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに連絡がない場合には、問い合わせること。

なお、申込期限である令和7年6月18日（水）に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日午後5時までに本要領5の問合せ先に電話で申込状況の確認を行うこと。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を持参又は郵送により提出すること。

また、企画提案書が提出期限（令和7年6月24日（火））までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

エ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

10 企画提案書の作成及び提出書類

(1) 提出書類

下記アからカまでを1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。

ア 企画提案競技申請書（様式第5号）

イ 企画書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

① 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。なお、内訳は税抜き表示を基本とすること。

② 企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと。

③ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

エ 業務実績

既存のもの及び過去2年以内の地方公共団体との契約実績（契約相手、事業名、契約金額がわかるように記載すること。）

オ 誓約書（様式第6号）

カ 県税に未納がないことの証明

(2) 申込方法等

ア 申込場所 本要領5の場所

イ 申込期限 令和7年6月24日（火）午後5時（必着）

ウ 申込方法 持参又は郵送とする。

郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

(3) 作成に当たっての留意点

ア 応募する企画提案書は1案に限る。

イ 企画提案書はA4判（やむを得ない箇所は、A3折りたたみでも可）とし、提出

部数は6部（正本1部、副本5部とすること。）とする。パンフレット類等の添付資料も6部準備し、別綴りとすること。

ウ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。

エ 専門用語については、必要に応じて用語解説を添付すること。

オ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。

なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

カ この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。

11 プレゼンテーション

(1) 日時

令和7年7月1日（火）午後1時30分から（予定）

(2) 場所

宮崎県庁7号館 環境森林部会議室（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

(3) 実施方法

提案者によるプレゼンテーション方式

なお、パソコンを用いてプレゼンテーションを行う場合は、パソコンを持参すること。

(4) 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、1社当たり、説明15分、質疑10分の計25分以内とする。

(5) 説明者

1 提案者当たり2名以内で、主たる説明者を1名、それを補助する者を1名以内とし、主たる説明者は、本事業を主で担当する者とする。

(6) 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(7) 日時及び場所は、参加者数等により変更する場合がある。

12 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画書について、審査委員会において審査を行い、最も優れた企画を提案した者を選定する。

(1) 審査委員会

企画提案の審査は、審査委員会において審査する。

(2) 審査手順

提出された企画提案書の内容をより詳細に把握し、より適切に審査するため、プレ

ゼンテーションを実施し、審査基準に基づき審査委員会で審査した上で、受託候補者を選定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準書」のとおり

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず全員に通知する。

13 契約

前項の審査により選定された最も優れた提案を行った受託候補者と企画提案書を基に契約の内容の詳細及び契約価格について協議し、合意に達したときは、見積書を徴取して随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、上記候補者との間での協議が調わない場合は、前項の審査において順位の高かった者の順に協議を行い、受託者を決定するものとする。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 当該手続の参加資格を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2 件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出せずに企画提案書を提出した者
- (5) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (6) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反した者

15 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。

なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。

- (3) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則(昭和 39 年宮崎県規則第 2 号)による。